

## 石狩湾新港中央水路灯浮標改良業務処理要領

1. 業務期間                      契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月10日

### 2. 業務内容

- (1) 別添位置図に示した灯浮標の設置、沈鍾ブロックの製作及び、既設沈鍾ブロックの撤去・処分を行う。
- (2) 沈鍾ブロックの取壊し・製作は同じヤードを想定しているため、作業開始前に作業範囲を示す図面や資料を提示すること。
- (3) 上記作業を行うにあたり、法令遵守及び安全対策の配慮について徹底すること。
- (4) 必要な器具及び消耗品は請負者の負担とする。
- (5) 資材や現場事務所の配置については、業務担当員と協議すること。

### 3. 提出書類

- (1) 施工計画書や工程表、写真帳など、北海道建設部の提出基準に従って書類を作成すること。

### 4. その他

- (1) 通路に補修等が必要になった場合は、請負業者の責任において原型復旧を行うこと。また、臨港道路及び一般道路を汚した場合等には、散水などにより清掃等を行うこと。
- (2) 建設副産物・廃棄物はマニフェストで処理過程を明らかにすること。設計書に記載した受入施設に搬入しない場合は、業務担当員の承諾を得ること。
- (3) その他不明な点等があった場合、業務担当員と協議の上、業務を進めること。